

第 16 章 食料、飲料水及び生活必需品等の確保計画

1 計画の概要

震災対策編第 2 編第 18 章「1 計画の概要」を準用する。

※ 震災対策編の「地震による」を除く。

2 基本的な考え方 震災対策編第 2 編第 18 章「3 基本的な考え方」に同じ。

3 食料等の確保品目及び方法

震災対策編第 2 編第 18 章「4 確保品目及び方法」に同じ。